

控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の計算に関する明細書

事業年度	年 月 日から	法人名	
	年 月 日まで		

第二十号の四様式別表一

当期分の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の計算							
当期分の控除限度額	法人税の控除限度額	①	円	当期分の控除余裕額	国税の控除余裕額 ①-⑥	⑦	円
	地方法人税の控除限度額	②					
	道府県民税の控除限度額	③			道府県民税の控除余裕額 (①+②+③-⑥)又は③のうち少ない金額	⑧	
	市町村民税の控除限度額	④			市町村民税の控除余裕額 (⑤-⑥)又は④のうち少ない金額	⑨	
	計 ①+②+③+④	⑤			計 ⑦+⑧+⑨	⑩	
当期の控除対象外国税額		⑥		当期分の控除限度額を超える外国税額 ⑥-⑤		⑪	

前3年以内の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の明細												
事業年度又は 連結事業年度	控 除 余 裕 額									控除限度額を超える外国税額		
	国 税			道 府 県 民 税			市 町 村 民 税			前期 からの 繰越額	当期分と みなす額	翌期 繰越額
	前期 からの 繰越額	当期に 加算 する額	翌期 繰越額	前期 からの 繰越額	当期に 加算 する額	翌期 繰越額	前期 からの 繰越額	当期に 加算 する額	翌期 繰越額			
年 月 日から 年 月 日まで	円	円		円	円		円	円		円	円	
年 月 日から 年 月 日まで			円			円			円			円
年 月 日から 年 月 日まで												
年 月 日から 年 月 日まで												
年 月 日から 年 月 日まで												
年 月 日から 年 月 日まで												
合 計	⑫	⑬		⑭	⑮		⑯	⑰		⑱	⑲	
当 期 分	⑦の額	⑬の額	⑦－⑬ の額	⑧の額	⑭の額	⑧－⑭ の額	⑨の額	⑮の額	⑨－⑮ の額	⑪の額	⑬+⑮ +⑰の 額	⑪－(⑬+ ⑮+⑰) の額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
前3年以内の 控除余裕額の 当期の限度額 への加算額	国 税	⑫のうち⑪に 充てられる額	⑳	⑬円			前3年以内の 控除限度額を 超える外国税額の 当期への繰越額	国 税	⑯のうち⑦に 充てられる額	㉓	円	
	道府県 民 税	⑭のうち⑪に 充てられる額	㉑	⑮				道府県 民 税	⑯－㉓のうち⑧ に充てられる額	㉔		
	市町村 民 税	⑯のうち⑪に 充てられる額	㉒	⑰				市町村 民 税	⑯－㉓－㉔のうち ⑨に充てられる額	㉕		
	計	⑬+⑭+⑯のうち⑪に 充てられる額	㉒					計	㉓+㉔+㉕	㉖	⑲	

「控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の計算に関する明細書」

(第 20 号の 4 様式別表 1) 記載要領

- 1 この明細書は、第 20 号の 4 様式の明細書に添付してください。
 - 2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第 20 号の 4 様式の明細書に添付する場合には、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記してください。
 - 3 この明細書の各欄に記載する金額は、第 20 号の 4 様式の明細書及び法人税の明細書（別表 6(3)）の各欄に記載する金額とおおむね一致しますから、これらの明細書に記載したところに準じて記載してください。
 - 4 「前 3 年以内の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の明細」の「控除余裕額」欄の「前期からの繰越額」の欄は、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額を記載してください。
 - (1) この明細書を提出する法人を合併法人等（合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。以下同じです。）とする適格合併等が行われた場合
政令第 48 条の 13 第 7 項又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 264 号）による改正前の政令（以下「令和 2 年旧政令」といいます。）第 48 条の 13 第 10 項の規定の適用があるときの当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第 20 号の 4 様式別表 3 の⑪の欄の金額
 - (2) この明細書を提出する法人を分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。以下同じです。）とする適格分割等が行われた場合
政令第 48 条の 13 第 16 項又は令和 2 年旧政令第 48 条の 13 第 19 項の規定の適用があるときの当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第 20 号の 4 様式別表 4 の⑤の欄の金額
 - 5 「前 3 年以内の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の明細」の「控除限度額を超える外国税額」欄の「前期からの繰越額」の欄は、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額を記載してください。
 - (1) この明細書を提出する法人を合併法人等とする適格合併等が行われた場合
政令第 48 条の 13 第 7 項又は令和 2 年旧政令第 48 条の 13 第 10 項の規定の適用があるときの当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第 20 号の 4 様式別表 3 の⑭の欄の金額
 - (2) この明細書を提出する法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合
政令第 48 条の 13 第 16 項又は令和 2 年旧政令第 48 条の 13 第 19 項の規定の適用があるときの当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第 20 号の 4 様式別表 4 の⑩の欄の金額
- この明細書はボールペンで記載してください。なお、温度変化により無色になるインキを用いたボールペンは使用しないでください。
 - この明細書に記載された情報は、法人の同意や法令に定めがある場合を除いて、市税の課税や納税の目的以外には利用しません。